



第35号(3の1)平成19年6月22日発行

市税などの納付は納期限内に!

市税などは、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっていま す。納期限までに完納されない場合は督促手数料、延滞金が加算され、余分にご負 担いただくことになるため、納期内納付をお願いします。

なお、軽自動車税についてはすでに納期限を過ぎています。未納の方には督促状 を送付していますので、至急金融機関窓口などで納付してください。

●平成19年度納期限一覧表

期別	軽自動車税	市府民税(普通(數収) 固定資産税・都市計画税、国民健康保険税	介護保険料 (普通徴収)
全期	5月1日(火)		(I ÆISTV
第1期		7月2日(月)	
第2期		7月31日 (火)	
第3期		8月31日 (金)	
第4期		10月1日(月)	
第5期		10月31日 (水)	
第6期		11月30日(金)	
第7期		12月28日 (金)	平成20年 1月4日(金)
第8期		平成20年1月31日(木)	
第9期	平成20年2月29日(金)		<u> </u>
第10期	平成20年3月31日(月)		

※口座振替納付をご利用いただいている方については、上記納期限日に振り替え します。なお、納期限日に振り替えできなかった市府民税(普通徴収)、固定資 産税・都市計画税および国民健康保険税については、翌月の13日に再振り替 えをします。(金融機関休業日のときは翌営業日となります)

●督促手数料および延滞金について

納期限までに完納されない場合は、督促状を発送することになり、督促状1通に つき手数料100円が掛かります。また、納期限の翌日から納付の日までの期間の 日数に応じ、未納の税額に年14.6%(納期限の翌日からひと月を経過する日ま での期間については年7.3%)の延滞金が加算され、未納の税額とあわせて納付 いただくことになります。

●滞納処分について

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないとき は、財産差押等滞納処分を受けることになりますのでご注意ください。

<市税などの納付には、便利な<u>口座振替</u>をご利用ください>

口座振替の申し込み手続きは、各支所または市内各取扱金融機関に備え付けの市 税等口座振替申込書に記入いただき、[①預貯金通帳、②通帳の届出印、③市税等の 納付書]を持参の上、取扱金融機関で手続きしてください。なお、登録手続きに時間 を要するため、振り替えの開始を希望される期別の前月末までにお申し込みくださ い。申し込みが遅れますと、振り替えできない場合がありますのでご注意ください。

●取扱金融機関等 · 京都銀行

- ・京都信用金庫
- ・京都中央信用金庫
- ・京都農業協同組合 ・りそな銀行

※軽自動車税を除く市税等については、口座振替納付済通知書は発行しませんので、 ご面倒ですが預金通帳でご確認ください。

◇問合せ先 【市 税 各 種】税務課 収納係 TEL 68-0004 【国民健康保険税】市民課 国保医療係 TEL 68-005 【介 護 保 険 料】健康課 介護保険係 TEL 68-0006

市道内環状線が開通します

平成9年から南丹都市計画街路事業として整備を進めてきました、都市計画道路 内環状線(第1工区)が工事完了し、このたび供用を開始することとなりました。 ご通行の際は、交通ルールを守り安全運転でお願いします。※入り口に駐車して

供用開始を待つ行為は、周辺の方のご迷惑になるのでおやめください。

- ●供用開始日時 6月27日 (水) 午後3時から
- ●供用開始区画 南丹市園部町美園町(国道9号本町交差点)~小桜町(南丹市役所前)
- ●供用開始延長 445m

◇問合せ先 都市計画課 TEL 68-0052

税務課からのお知らせ

平成19年度(6月から)個人住民税額が上がります

平成19年から、地方分権を進めるため、国税(所得税)から地方税(個人住民 税)へ税金が移し替えられます。これを「税源移譲」といいます。この税源移譲に より、所得税、個人住民税の納税額が変わります。(個人住民税は、個人府民税と個 人市民税を合わせたものです)

所得税は 平成19年1月から、 住民税は 6月から変わります。

ほとんどの方は、平成19年1月 から所得税が減り、6月から住民 税が増えることになります。

所得税 住民税

税源の移し替えなので 「所得税+住民税」の 負担額は変わりません。

所得税

住民税

〈税源移譲前〉 〈税源移譲後〉

※税源移譲とは別に、定率減税廃止の分、税負担が増えます。

平成11年度に景気対策の特例措置として導入された「定率減税」が、今年度から 廃止となり、その分の負担が増えることになります。(住民税では、給与収入500 万円で年額5,700円増、給与収入700万円で年額14,700円増となります)

- ●平成19年度市・府民税から適用される主な改正内容
- ・市・府民税所得割の税率を10%(府民税4%、市民税6%)の比例税率に変更します。

課税所得 税率 200万円以下の金額 5% 10% 700万円以下の金額 13% 700万円超の金額



- ・納税義務者の負担が変わらないよう、市・府民税において、所得税と市・府民税の 人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置を実施します。
- ・定率減税(市・府民税所得割額の7.5%で、限度額が2万円)を廃止します。
- ・年齢65歳以上の方のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する 非課税措置を平成18年度分の市・府民税から段階的に廃止します。(平成17年 1月1日現在において65歳以上の方で、前年の合計所得が125万円以下の方 に係る市・府民税(均等割および所得割)を、平成19年度分は3分の1を減額し、 平成20年度から全額課税します)

農業所得の申告は収支計算です 『収支に関わる書類の保管を!!』

農業所得の申告は、実際の収入金額から必要経費を差し引く収支計算による申告 です。農業所得のある方は、平成19年に収穫する農産物の収入のわかる書類(出 荷伝票など)や必要経費のわかる書類(領収書など)を整理のうえ大切に保管し、 来年(平成20年2月~3月)の申告に備えましょう。

◎収支計算の算式

総収入金額 -

必要経費

◇問合せ先 税務課 市民税係 TEL 68-0004

各支所 地域総務課 税政係

TEL 園部 68-0010 八木 68-0021 日吉 68-0031 美山 68-0040

京都府 TEL (075) 414-4431

地球温暖化防止についての研修会を開催します

家庭ごみの減量化をテーマに、足元から進める地球温暖化防止についての研修会 を下記のとおり開催します。お誘い合わせの上、ご参加ください。

- 時 7月15日(日)午後2時~4時(予定)
- 所 南丹市国際交流会館(南丹市園部町小桜町)
- ●参加料 無料
- 容 家庭ごみの減量化から進める地球温暖化対策
- 師 京都大学名誉教授 高月 紘 (現在 石川県立大学教授) ●講
- 員 120人 (定員に達し次第締め切りとなります) ●定
- ●申込方法 7月11日 (水) 〔当日消印有効〕 までに、郵送またはFAXで、住所、 氏名、電話番号を明記の上、下記へお申し込みください。

◇申込・問合せ先 京都府南丹保健所 環境衛生室 環境担当

〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21番地 TEL (0771) 62-4755 FAX (0771) 62-0451

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町 内から八木支所「TLL42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。